

ひょうご消費者ネットが、株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック、株式会社クワンジャパンに対し、ウェブページ広告等の改善を求める消費者契約法 41 条 1 項に基づく請求書（訴訟前の差止請求書面）を送付

2016 年 2 月 2 日

1. 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2016 年 2 月 2 日、株式会社ビケンコ、株式会社 JBS コスメティック、株式会社クワンジャパンの 3 社に対し、消費者契約法 41 条 1 項に基づく請求書（訴訟前の差止請求書面）を送付しました。

上記 3 社は、いずれも主に若者向けにダイエット目的等の健康食品または化粧品をインターネットで通信販売している事業者です。

2. 問題点① 有利誤認表示

上記 3 社のウェブページ上の広告には「初回無料」「初回数百円」などといった記載がされており、あたかも、無料または数百円のお試し価格で健康食品等を購入できるかのように表示されています。

しかし、実際には、消費者はお試し価格による 1 回分の購入にとどまらず、2 回目以降の購入を継続させられ、合計で 1 万円以上の支払を強制されるという被害が発生しています。

よく見れば 2 回目からは数千円の価格に移行する旨の記載もありますが、極めて小さな白黒フォントの文字で記載するなど、とても明確なものとはいえず、これらの広告表示は景品表示法 5 条 2 号の有利誤認表示にあたります。

3. 問題点② 誇大広告の禁止

同様に、このような広告表示は、特定商取引法 12 条の誇大広告にもあたります。

4. 問題点③ 不当条項

上記各3社は、いずれもウェブページに公開している規約において次のとおり定めています。

13条2項 18歳以上の未成年者の会員が本商品を購入した場合、本商品の購入について保護者の同意を得ていることを当社に対して保証したものとみなします。

13条3項 未成年者の会員の保護者は、本商品の購入・利用状況に責任を負うものとします。

しかしながら、前者の契約条項は、民法120条1項で定められた未成年者および法定代理人の取消権を不当に奪うものです。また、後者の契約条項も、契約当事者は当事者間で合意した契約内容にのみ拘束されるという民法の原則に違反しています。

したがって、いずれの契約条項も、民法の規定に比べて信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に抵触します。

5. よって、ひょうご消費者ネットは、これらの広告および契約条項を改定するよう、上記3社に消費者契約法41条1項に基づく請求書（訴訟前の差止請求書面）を送付しました。

適格消費者団体 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C
TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205
URL : <http://hyogo-c-net.com>

※ ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法13条により内閣総理大臣に認定された適格消費者団体。景品表示法30条1項2号、特定商取引法58条の19、消費者契約法12条3項により、差止請求を行う消費者団体訴訟の権利を付与されています。